

**適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える
外国税額の計算に関する明細書（第7号の2様式別表3）記載の手引**

愛 知 県

1 この明細書の用途等

この明細書は、地方税法施行令第9条の7第6項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。
2 「被合併法人等の控除余裕額 ①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合…当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。）とする適格分割等が行われた場合…当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」欄の金額
3 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額 ②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第69条若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人…法人税の明細書（別表6（2））の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人…法人税の明細書（別表6の2（2）附表）の11欄の金額 (3) 外国法人…法人税の明細書（別表6の2）の10欄の金額
4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。
5 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額 ⑤」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合…当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合…当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」欄の金額

欄	記載のしかた
6 「分割法人等の外国の法人税等の額 ⑥」	⑤欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2の2))の21欄の金額を記載します。
7 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦/⑥」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。

(7.9)